

城陽市障がい者自立支援協議会

第8回 サービス調整検討部会報告書

平成 24 年 6 月 13 日

報告者 部会長 障害者生活支援センターはーもにい内田 照美

標記について下記のとおり報告します。

日 時	平成 25 年（2012年）5 月 10 日
場 所	城陽市福祉センター
出席者	城陽市福祉課 障害福祉サービス提供事業所（障害者支援施設あんどびしゃ、城陽作業所、城陽市社会福祉協議会訪問介護センター、指定居宅介護事業所ちゃれんじ、ものづくりスペースみんななかま、ヘルパーステーションそらいろ、ヘルパーステーションスイート、朔日の会、知的障害者デイサービスセンターあっぷ、身体障害者デイサービスセンターすいんぐ） 南京都病院 療育指導室 相談支援事業所（TOMO、はーもにい）
検討課題	○サービス調整検討部会の構成機関の増加に伴い、活発な意見交換ができることを目的とした構成の見直しについて協議する。

【議事録】

○ サービス調整検討部会は、これまで相談支援を行う者としての、基本的な考え方を協議してきたが、ケースに関わりが多い事業所とそうでない事業所とで差がある状況だった。

構成機関が増え、規模が大きくなったこともあり、全体でやっていくのか、障がい種別ごとに検討するのか、日中活動の通所系・居宅介護系に分けて検討するのか、ケースに関わる機関にするのか等、意見交換する。

<各事業所の意見>

- ・重複障がいの方等様々。いろいろな分野が多く関わることに意味がある。
- ・居宅介護支援では、精神障がいの方の支援には多くの悩みがあり、同じ居宅介護系の事業所と協議したり、障がい種別で分けた場があってもいいのではないか。
- ・ケースに関係する5、6機関で話し合い、全体で共有する。
- ・居宅、通所で協議し、全体で共有する前段階で、課題を整理しておく。
- ・全体で相談支援事業の流れを知っておくことも必要。
- ・ケース会議とは違い、ケースを実践的に解決し、支援がどうあるべきか、事業所の在り方を検討する。20～30人は多くはない。このまま全体で続けたい。
- ・構成機関の強みはどこかということが共有できるよう全体でやり、サービス調整までやるのがあってもいい。そのことにより、各事業所の強みを出していくことができる。どうしても市内で

受け止められない人はケースとして挙がってくる。

- 検討ケースの挙げ方について、検討事例としてこれまで事業所から具体的に挙がってこなかった。各事業所で抱えている困難事例の現状について尋ねる。

<各事業所の意見>

- ・支援内容について、事業所で時間をかけて考えていたケースが急に他事業所に移ってしまうことがある。ただ時間を過ごせばよいのではなく、支援の質を高めたいという思いがある。
- ・グループホーム・ケアホームの制度の問題。サービス提供したいが、制度の壁がある。
- ・利用者である子供の祖父母の介護が必要になったとき、子供をどうしたらよいか。
- ・家族が、障害基礎年金を使い込んでいる。家族への介入が難しい。
- ・日中活動以外の部分で助けを求められる。帰宅後の問題を誰が解決に向けて進めるのか。
- ・不登校の子供の支援について、学校の時間内に福祉サービスを入れるのが難しい。
- ・入院して病院が完全看護であっても、発達障がい患者に対応できない。親も24時間付き添うことはできないため、有料で対応した。
- ・親の都合で利用者である子供に対して、その都度サービスを使い、多くのサービスを使っている。親も子供がどこで何をしているのか分からなくなっている。各事業所もバラバラの支援をしているため子供はパニックになる。
- ・介護保険と障害福祉サービスの併用の問題。介護保険に該当する利用者でも障害福祉サービスの制度が本人のニーズが合致している場合はいいが、制度に合わないまま利用が続いているケースがある。
- ・精神障がいの親を持つ児童の支援について、親の精神障がいをどうしていくのかに大きく左右される。

○ まとめ

サービス調整検討部会は、市内の多くの機関で構成され協議する場。参加機関が増えて大人数になると、活発に意見交換ができないのでは、という心配はあるが、市内事業所の役割を共有していくという点においては、全体で顔を合わせて協議していく必要がある。

また、協議する事例に対して、具体的な（どの機関がどのように関わるか等）解決・支援方法を考え、参加事業所のスキルアップやお互いの役割を全体で考えることを目的とする。

今後の事例検討については、各機関から課題を挙げてもらい、その課題を抱える事業所が進行役となり、協議していく。